

電子マネー取扱規則（乗合バス）

（目的）

第1条 電子マネー取扱規則（以下「本規則」といいます。）は、IC カード等を媒体とした電子マネー取引による旅客の運送等に係る取扱方を定めることを目的とします。

（適用範囲）

第2条 電子マネーの取扱方については、本規則の定めるところによります。

- 2 本規則に定めのない事項については、MOBIRY DAYS 利用約款に従い、法令及び提供事業者が別途定める運送約款の定めを最優先とします。

（用語の意義）

第3条 本規則における主な用語の意義は、次の各号に定める通りとします。なお、本規則に定めのない用語については、MOBIRY DAYS 利用約款の定めによります。

- （1）「電子マネー」とは、IC カード発行者が IC カード等に記録される金額に相当する対価を得て、IC カード発行者の定める方法で IC カード等に記録した金銭的価値をいいます。
- （2）「電子マネー取引」とは、リーダを用いて、利用者が保有する電子マネーにより運賃等の支払いを行う取引をいいます。
- （3）「リーダ」とは、電子マネー取引に必要となる乗降時の処理をするために車内又は駅・停留場に設置した読取装置のことをいいます。
- （4）「IC カード等」とは、利用者が電子マネーを記録・利用するための、IC チップを内蔵する IC カード発行者の定める表示又は電子マネーのサービスマークがあるカード等の記録媒体をいいます。
- （5）「IC カード発行者」とは、イオンフィナンシャルサービス株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、株式会社パスモ、東日本旅客鉄道株式会社、東京モノレール株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、株式会社名古屋交通開発機構、株式会社エムアイシー、東海旅客鉄道株式会社、福岡市交通局、株式会社ニモカ、九州旅客鉄道株式会社をいいます。（株式会社スルッとKANSAI は除く。）
- （6）「WESTER ポイント」とは、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」といいます。）が別に定める「WESTER 会員規約」ならびに WESTER ポイントの付与に関する各種規約に基づき、付与されるポイントをいいます。
- （7）「ICOCA」とは、JR 西日本の発行する SF（ストアードフェア）機能や定期乗車券機能を搭載した乗車券をいいます。これには JR 西日本が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する ICOCA を含みます。
- （8）「チャージ」とは、IC カード発行者の定める方法で IC カード等に電子マネーを積み増しすることをいいます。
- （9）「移転」とは、ネットワーク、リーダ等を媒介することにより、IC カード等に記録されている一定額の電子マネーを引き去り、提供事業者のリーダに同額の電子マネーが積み増しされることをいいます。

(効力)

第4条 電子マネー取引を行う場合の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとしします。
- (2) 途中下車の取扱いはしません。
- (3) 個別の運送契約の成立時期は、車両（リーダーを搭載した車両を指します。以下同じ。）において乗車の際にリーダーによる乗車処理を受けたときとします。

(電子マネー取引が可能なICカード等)

第5条 電子マネー取引が可能なICカード等の種類は、第3条第3号に定めるICカード発行者が発行するICカード及びモバイルデバイスの乗車券をいいます。

- 2 電子マネー取引が可能なICカードはWAON・交通系ICカード（PiTaPaを除く）とします。

(運賃の減額)

第6条 電子マネー取引によって乗車する場合には、降車時に当該乗車区間の所定の運賃相当額を電子マネーより減額します。ただし、一度減額した電子マネーは、電子マネーに戻入できません。

- 2 前項の電子マネー取引について、ユーザ種別が小児にあっては小児運賃、大人割引にあっては大人運賃の半額を10円単位に切上げ、小児割引にあっては小児運賃の半額を10円単位に切上げ減額します。
- 3 電子マネー取引において、電子マネー残額が当該支払運賃に満たない場合は、リーダーで処理することができないため、現金等その他の方法で支払うものとしします。その場で電子マネーをチャージできる場合はその限りではありません。なお、電子マネーとMOBIRY DAYS乗車券又は電子マネー取引が可能な複数のICカード等を組み合わせた支払いはできません。

(ポイントの付与)

第7条 ICOCAを用いて行われた電子マネー取引に係るWESTERポイントの付与については、JR西日本が別に定める「WESTER会員規約」ならびにWESTERポイントの付与に関する各種規約に基づき、当該規約に定める対象会員に対して付与されます。WESTERポイントの付与条件、付与方法、付与率、利用条件その他の取扱いの詳細については、JR西日本の定めによります。

※ICOCA（SMART ICOCA、モバイルICOCA／Apple PayのICOCAを除く）でWESTERポイント（チャージ専用）をためるためには、JR西日本が別に定める方法により、利用登録が必要となります。

※ICOCA以外の交通系ICカードによるご利用は、WESTERポイントの付与対象外となります。

(乗車方法又は乗車する車両等の制限)

第8条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、乗車方法又は乗車する車両等を制限することがあります。

- 2 前項に基づくサービスの制限又は停止に対し、提供事業者はその責めを負いません。

(電子マネー取引が無効又は取引不可の場合)

第9条 ICカード等が次の各号に該当する場合は電子マネー取引を無効とします。

- (1) 利用者のICカード等に記録保存されていた電子マネーが、変造又は不正に作成されたものである場合。
- (2) システムの通信時、又はシステムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。
- (3) システムの障害時、ICカード等もしくは端末の破損又は電磁的影響その他の事由による電子マネーの破損もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。
- (4) ICカード等が不正乗車の手段としての使用、その他の不正使用又はその未遂等の理由により、ICカード発行者が別に定めるものに従って、無効となり回収された場合。
- (5) 電子マネーの利用又は電子マネーのチャージのいずれかの取扱いを行なった日の翌日を起算として、ICカード発行者が定めた期間これらの取扱いが行なわれなかった場合。

(不正使用等に対する運賃・割増運賃の収受等)

第10条 前条の規定により電子マネー取引を無効又は取引不可の場合は、乗車区間に対する片道運賃と所定の金額をあわせて収受します。

- 2 前項の規定により運賃と所定の金額を収受する場合において、旅客の乗降履歴が判明しない場合は当該運行系統の始発場所から乗車したものとして取扱います。

(運行中止の場合の取扱い)

第11条 乗車時のリーダーによる処理を受けた後、バスが運行中止となった場合は、各提供事業者の規約等の定めにより取扱います。

附則

本規則は、2026年7月1日より施行します。